

京田辺市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和3年7月5日（月）午後3時から午後4時10分

2 開催場所 305会議室

3 出席委員（25人）

会長	5番	喜多義治
会長職務代理者	9番	澤田康夫
	1番	石坂 清
	2番	上村孝男
	3番	奥西和子
	4番	川端美恵
	6番	北尾清晴
	7番	小泉辰夫
	8番	香村侃彦
	10番	下村茂樹
	11番	正田文敏
	12番	田中和雄
	13番	徳田和彦
	14番	中川利一
	15番	藤田俊郎
	16番	堀江幸和
	17番	前川義一
	18番	水山裕司
	19番	森 岳人
	20番	森田三彦
	21番	守本和廣
	22番	山崎安喜男
	23番	山下明子
	24番	山本邦彦
	25番	米田五司

4 欠席委員（0人）

5 議事日程

(1) 議事録署名委員の指名

(2) 報告第1号 農地法第18条による通知について

報告第2号 使用貸借権の解約による通知について

報告第3号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第4号 専決処分による報告（農地法第4条の規定による届出について）

報告第5号 専決処分による報告（農地法第5条の規定による届出について）

報告第6号 認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用について

第1号議案 農地法第3条の規定による許可について

第2号議案 農地法第4条の規定による許可について

第3号議案 農用地利用集積計画の決定について
 (3) その他

- 6 農業委員会事務局職員
 事務局長 古川 義男
 事務局長補佐 岩本 真吾
 主任 寒川 悠也

7 会議の概要

古川事務局長 喜多会長	(農業委員会事務局長 挨拶) (農業委員会会長 挨拶)
古川事務局長 辻村副市長	(辻村徳夫副市長 紹介) (辻村副市長 挨拶) (辻村副市長 退室)
喜多会長	ただいまの出席委員は全員出席でございます。定足数に達しておりますので、これより京田辺市農業委員会7月総会を開会いたします。 京田辺市農業委員会規則第12条2項によりまして、会議録の署名委員を2名選出しなければなりません。私から指名してよろしいでしょうか。 (異議なし)
喜多会長	中川委員、森委員、お願いします。
喜多会長 事務局	報告第1号、農地法第18条による通知について、事務局から説明をお願いします。 報告第1号、農地法第18条の規定による通知について説明します。 (番号1について、地域は大住門田、地目は台帳、現況ともに畑、面積、賃貸人、賃借人について説明。事由は合意解約。) (番号2について、地域は大住、地目は台帳、現況ともに畑、面積、賃貸人、賃借人について説明。事由は合意解約。) (番号3について、地域は大住、地目は台帳、現況ともに畑、面積、賃貸人、賃借人について説明。事由は合意解約。)

	<p>(番号4について、地域は大住、地目は台帳、現況ともに田、筆数、面積、賃貸人、賃借人について説明。事由は合意解約。)</p> <p>(番号5について、地域は大住、地目は台帳、現況ともに畑、面積、賃貸人、賃借人について説明。事由は合意解約。)</p> <p>(番号6について、地域は田辺、地目は台帳、現況ともに田、面積、賃貸人、賃借人について説明。事由は合意解約。第1号議案の番号3と関連あり。)</p>
喜多会長	報告第1号の1番から、地元委員のご説明をお願いします。
委員	(番号1、番号2、番号3、番号4、番号5について、地元委員から説明)
委員	(番号6について、地元委員から説明)
喜多会長	報告第1号、地元委員から説明がありましたが、全般について何かご質問、ご意見はございませんか。よろしいでしょうか。
	(なし)
喜多会長	報告第1号、農地法第18条の規定による通知について、受理決定をさせていただきます。
喜多会長	報告第2号、使用貸借権の解約による通知について、事務局、説明をお願いします。
事務局	報告第2号、使用貸借権の解約による通知について、説明します。
	(番号1について、地域は大住、地目は台帳、現況ともに田、筆数、面積、貸人、借人について説明。事由は合意解約。)
喜多会長	報告第2号、地元委員のご説明をお願いします。
委員	(番号1について、地元委員から説明)
喜多会長	報告第2号について何かご質問、ご意見はございませんか。
	(なし)
喜多会長	報告第2号、使用貸借権の解約による通知について、受理決定をさせていただきます。

喜多会長	報告第3号、農地法第3条の3の規定による届出について、事務局、説明をお願いします。
事務局	報告第3号、農地法第3条の3の規定による届出について説明します。 (番号1について、地域は田辺、地目は台帳、現況ともに田、筆数、面積、被相続人、相続人について説明。事由は所有権の相続。) (番号2について、地域は田辺、地目は台帳、現況ともに畑、面積、被相続人、相続人について説明。事由は所有権の相続。)
喜多会長	報告第3号、地元委員のご説明をお願いします。
委員	(番号1、番号2について、地元委員から説明)
喜多会長	報告第3号について、何かご質問、ご意見はございませんか。 (なし)
喜多会長	報告第3号、受理決定をさせていただきます。
喜多会長	報告第4号、専決処分による報告、農地法第4条の規定による届出について、事務局より説明をお願いします。
事務局	報告第4号、専決処分による報告、農地法第4条の規定による届出について。 (番号1について、地域は草内、地目は台帳が田、面積、届出人について説明。転用目的は露天資材置場と露天駐車場。場所について説明。受理通知年月日は令和3年6月8日。)
喜多会長	報告第4号、地元委員のご説明をお願いします。
委員	(番号1について、地元委員から説明)
喜多会長	報告第4号について何かご質問、ご意見はございませんか。 (なし)
喜多会長	報告第4号、専決処分による報告について、受理決定をさせていただきます。
喜多会長	報告第5号、専決処分による報告、農地法第5条の規定による届出に

<p>事務局</p> <p>喜多会長</p> <p>委員</p> <p>委員</p> <p>喜多会長</p> <p>喜多会長</p>	<p>について、事務局より説明をお願いします。</p> <p>報告第5号、専決処分による報告、農地法第5条の規定による届出について。</p> <p>(番号1について、地域は興戸、地目は台帳、現況ともに田、筆数、面積、譲渡人、譲受人について説明。転用目的は共同住宅。場所について説明。受理通知年月日は令和3年5月26日。)</p> <p>(番号2について、地域は興戸、地目は台帳、現況ともに田、筆数、面積、譲渡人、譲受人について説明。転用目的は共同住宅。場所について説明。受理通知年月日は令和3年5月26日。)</p> <p>(番号3について、地域は興戸、地目は台帳、現況ともに田、面積、譲渡人、譲受人について説明。転用目的は共同住宅。場所について説明。受理通知年月日は令和3年6月15日。)</p> <p>(番号4について、地域は薪、地目は台帳、現況ともに畑、面積、譲渡人、譲受人について説明。転用目的は分譲住宅用地。場所について説明。受理通知年月日は令和3年6月18日。)</p> <p>報告第5号の1番から、地元委員のご説明をお願いします。</p> <p>(番号1、番号2、番号3について、地元委員から説明)</p> <p>(番号4について、地元委員から説明)</p> <p>報告第5号について何かご質問、ご意見はございませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>報告第5号、専決処分による報告について、受理決定をさせていただきます。</p>
<p>喜多会長</p> <p>事務局</p>	<p>報告第6号、認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用について、事務局より説明をお願いします。</p> <p>番号1について、認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置については、農地法第5条第1項第7号に定める農林水産省令で定める場合に該当し、農地法施行規則第53条第1項第14号の規定の、認定電気通信事業者が中継施設の敷地に供する場合、農地転用の制限の例外となり、許可不要案件です。</p> <p>許可不要ではございますが、国からの通達に基づきまして、認定電気通信事業者は事業計画書により事前に京都府と調整することとされておりまして、調整が整い権利を取得した場合には、農業委員会に報告す</p>

<p>喜多会長</p> <p>委員</p> <p>喜多会長</p> <p>喜多会長</p>	<p>ることと定められております。</p> <p>(番号1について、地域は東、地目は台帳が田、現況が畑、面積、貸人、借人について説明。事由は携帯電話基地局の設置。)</p> <p>報告第6号について、地元委員、説明をお願いします。</p> <p>(番号1について、地元委員から説明)</p> <p>報告第6号について、何かご質問、ご意見はございませんか。よろしいですか。</p> <p>(なし)</p> <p>報告第6号について、受理決定をさせていただきます。</p>
<p>喜多会長</p> <p>事務局</p> <p>喜多会長</p> <p>委員</p> <p>喜多会長</p>	<p>第1号議案、農地法第3条の規定による許可について、事務局から説明をお願いします。</p> <p>第1号議案、農地法第3条の規定による許可について説明します。</p> <p>(番号1について、地域は宮津、地目は台帳、現況ともに田、面積、譲渡人、譲受人について説明。事由は、譲渡人は高齢で管理できないため、譲受人は農業経営の拡大を図るため。)</p> <p>(番号2について、地域は草内、地目は台帳は田、現況は畑、面積、譲渡人、譲受人について説明。事由は、単独所有とし農地の有効活用を図るため。)</p> <p>(番号3について、地域は田辺、地目は台帳、現況ともに田、面積、譲渡人、譲受人について説明。事由は、譲渡人が管理できないため、譲受人は農業経営の拡大を図るため。)</p> <p>(番号4について、地域は興戸、地目は台帳、現況ともに畑、筆数、面積、譲渡人、譲受人について説明。事由は、譲渡人が高齢で管理できないため、譲受人が農業経営の拡大を図るため。)</p> <p>本日4班の委員に現地確認をしていただきました。班長の委員より報告をお願いします。</p> <p>現地調査の結果を報告させていただきます。</p> <p>第1号議案の番号1から4までについて、現地調査した結果、適正に農地として管理されておられ、特に支障ないと考えております。</p> <p>第1号議案、地元委員のご説明をお願いします。</p>

委員	(番号1について、地元委員から説明)
委員	(番号2について、地元委員から説明)
委員	(番号3について、地元委員から説明)
委員	(番号4について、地元委員から説明)
喜多会長	第1号議案、農地法第3条の規定による許可について、何かご質問、ご意見はございませんか。 (なし)
喜多会長	ご異議はございませんか。 (異議なし)
喜多会長	異議等がないようですので、第1号議案、農地法第3条の規定による許可について、受理決定をさせていただきます。
喜多会長	第2号議案、農地法第4条の規定による許可について、事務局より説明をお願いします。
事務局	第2号議案、農地法第4条の規定による許可について。 (番号1について、地域は薪、地目は台帳が田、面積、申請人について説明。転用目的は農業用倉庫と農耕車の駐車スペース。場所について説明。土砂の流出防止対策、雨水排水対策について説明。汚水、生活雑排水は発生無し。綴喜西部土地改良区は手続済み。)
喜多会長	先に今日、第2号議案についても現地確認に行ってもらいましたので、説明を願いたいので、報告をお願いします。
委員	第2号議案につきましても、1号議案と同様、現地調査を行いました。この場所につきましてもは薪の北側に位置しまして、周りが住宅等のあるところで、転用後も適正に管理されると考えますので、支障ないと思います。
喜多会長	地元委員のご説明をお願いします。
委員	(番号1について、地元委員から説明)
喜多会長	第2号議案について何かご質問、ご意見はございませんか。

	(なし)
喜多会長	ご異議はございませんか。
	(異議なし)
喜多会長	異議等がないようですので、第2号議案、農地法第4条の規定による許可について、受理決定をさせていただきます。
喜多会長	続いて、第3号議案、農用地利用集積計画の決定について、事務局より説明をお願いします。
農政課	農地利用集積計画について説明します。 (農地利用集積計画について説明)
喜多会長	第3号議案、事務局からの説明がありましたが、これについて何かご質問、ご意見はございませんか。
委員	これは、居住地から20キロという範囲はどうか。
農政課	●●市ですので、車で約1時間の範囲内です。車も所有していますので、耕作可能な距離と考えます。
委員	中間管理機構で買った場合は、地元の地区の人には関係しないことになるのかな。
農政課	中間管理機構に関しましては、売買事業だけではなくて、利用権設定の場合もそうですが、地元にあまり説明がなされないということが、先日にもご指摘いただいております。中間管理機構にそういう声があることを伝えることができますが、法的にはしなければならぬということはありません。
委員	地元関係無しで進められるのですね。
農政課	今後、農業用施設の建築を予定されているため、それにあたり農業委員会に届出がされる予定です。
委員	地域の農業委員を介せず売買が成立すると、地域内で後々問題が起きる可能性がある。
委員	事前に、農業会議が説明に来ないといけないと思う。
喜多会長	地元に対しての説明を、先に調整させてもらいます。現時点では止めさせてもらい、会長預かりとさせてもらいたい。

事務局	<p>会長からも発言ありましたように、いったん会長預かりとして。事務局からも地元調整をしないと受け入れられないという意見を伝えます。その辺を整理した上で会長の専決にさせてもらって、来月の総会で、経過を報告させていただきます。</p>
喜多会長	<p>そういうことでよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>住民に負担がかからんようにして欲しい。</p>
委員	<p>地元の委員にも伝えて、承諾をもらって欲しい。</p>
喜多会長	<p>そのほか、別に何かご意見、よろしいですか。 では、本日の審議案件は以上です。 議事については以上で終わらせていただきます。 事務局にお返しします。</p>
古川事務局 長	<p>本日は、長時間にわたりましてありがとうございます。 これで、本日の総会を終了させていただきます。 閉会に当たりまして、澤田職務代理者からご挨拶を申し上げます。</p>
澤田職務代 理	<p>(澤田職務代理者 挨拶)</p> <p>(閉会)</p>